

令和7年6月3日

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内 野 優

令和7年6月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されるに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和7年6月の貸し付け分に適用する。

I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.9	0.6	0.9	0.6	1.0	0.7	1.0	0.7
10	1.2	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8	1.3	0.9
15	1.6	1.1	1.6	1.1	1.6	1.1	1.6	1.1
20	1.9	1.3	1.9	1.3	2.0	1.4	2.0	1.4
25	2.2	1.5	2.2	1.5	2.2	1.5	2.2	1.5

II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.9	0.6	0.9	0.6	1.0	0.7	1.0	0.7
10	1.2	0.8	1.2	0.8	1.3	0.9	1.3	0.9
15	1.6	1.1	1.6	1.1	1.6	1.1	1.7	1.2
20	2.0	1.4	2.0	1.4	2.0	1.4	2.0	1.4
25	2.3	1.6	2.3	1.6	2.3	1.6	2.3	1.6

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年3%」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしています。

これにより、令和7年6月の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に **0.7 を乗じた率**（その率が0.01%を下回ったときは0.01%）とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。